

参考仕様書

敦賀市防災総合システム整備事業仕様書

1 目的

近年、災害が頻発化・激甚化し、市民の防災意識が高まる中、災害時における的確な情報収集及び発令判断等の迅速化・標準化を進める防災 DX を推進することを目的として、防災総合システムを導入する。

2 業務の概要

(1) 業務名

敦賀市防災総合システム整備事業

(2) 整備・運用施設

敦賀市防災センター及び同センター内災害対策本部室

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

的確な情報収集及び発令判断等の迅速化・標準化を実現するため、以下の機能を確保する防災総合システムを整備する。

詳細は、別に定める特記仕様書による。

(1) 防災情報等自動収集機能

気象庁が発表する気象レーダーやアメダスをはじめとした気象観測データや各種防災気象情報、キキクル（危険度分布）、そしてその他防災関係機関が公表する指定河川等の水位情報、土砂災害危険度情報等（以下「防災情報等」という。）を自動収集する機能を確保すること。

(2) 防災情報等表示機能

前項にて自動収集した防災情報等について、本市の町界区域を明示した地図上に、指定した情報ごとに、または複数の情報を重ねて表示することで、一覧性と視認性を備えた機能を確保すること。

また、福井県や本市が設置している河川カメラの映像を表示する機能を確保すること。

(3) 発令判断支援機能

前々項にて自動収集した防災情報等に基づき、発令すべき高齢者等避難や避難指示をはじめとする避難情報等やこれらを発令すべき地域の絞り込むとともに、開設すべき指定避難所等を推奨することで、敦賀市災害対策連絡室及び敦賀市災害対策本部の

判断（以下「発令判断」）を支援する機能を確保すること。

(4) 発令事項表示機能

前項の発令すべき避難情報や開設すべき指定避難所等に関する情報（以下「判断支援情報」という。）について、前々項における防災情報等とあわせて本市の町界区域を明示した地図上に表示する機能を確保すること。

(5) 災害対応履歴等管理機能

前項までの防災情報等や判断支援情報について、その履歴をタイムラインとして記録し、管理する機能を確保すること。

また、指定避難所の状況や避難者の人数をはじめとした避難情報について、データベースで管理するとともに、表示することができる機能を確保すること。

4 導入作業

当該事業は、敦賀市防災総合システムを整備するために要する一切の作業及び受け渡し前に要する費用は、全て契約金額に含むものとする。

5 操作マニュアルの整理及び操作・運用訓練の実施

受注者は、履行期間満了までに、敦賀市防災総合システムにおける各種機能の操作方法や異常時の対処方法等を取りまとめた操作マニュアルを整理し、敦賀市に対して説明を行うとこと。

特に、異常時の対処方法については、受注者の連絡先や事業者間の連絡網等を整理し、即時対応が可能な体制を整備すること。

また、敦賀市防災総合システム導入後において、当該操作マニュアルを用い、操作・運用訓練を行うこと。

6 保証期間

保証期間は、引き渡しの日より1年間とし、受注者の機器製作・設置作業やシステム構築作業に起因すると判断される障害が発生した場合、すみやかに無償修復または交換するものとする。

7 支払条件

事業完了後、発注者の行う検査に合格したときは、受注者は代金の支払を請求することができる。

また、発注者は、上記の請求が適正であると認める場合には、受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

8 その他

(1) 参加資格の適合

敦賀市防災総合システム整備事業公募型プロポーザル募集要項に基づく審査結果通知後、同要綱3の参加資格に掲げる各事項を満たさなくなった場合は、敦賀市は契約を締結しないことができる。この場合において、敦賀市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(2) 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じて敦賀市と協議の上、決定するものとする。

※この仕様書は、参考資料であり、プロポーザルの結果等を踏まえ、契約時までに変更することがある